

## 鹿 児 島 県 公 報

令和3年6月8日（火）第215号の3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 公 告

○競争入札の参加者の資格に関する公告（県立病院課取扱い） 1

## 公 告

## 競争入札の参加者の資格に関する公告

令和3年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和3年6月8日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする特定役務の種類  
建設工事
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
  - (1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「要綱」という。）第2条第1項の規定により入札参加資格を認められた者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
    - イ 要綱第2条第1項第3号アからキまでのいずれかに該当する者  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
    - ウ 要綱第2条第1項第6号アからウまでのいずれかに該当する者
    - エ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 一般競争入札、指名競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

## 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

所定の建設工事入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して，直接又は書留郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に迎えた事業年度の決算日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値の通知書の写し

イ 営業の沿革

ウ 営業所一覧表

エ 直前2年間の各事業年度における施工金額

オ 技術職員名簿

カ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税が課されている者にあつては，同県税について未納の税額がないことの証明書

キ 労災保険料納入証明書

ク 建設業退職金共済制度加入契約及び証紙収納証明書

ケ 建設業許可申請書の写し（県外に主たる営業所を有する者にあつては，建設業許可証明書）

コ その他知事が必要と認める書類

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県土木部監理課建設業許可係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3490

## (3) 申請書類の受付期間

令和3年6月8日から同月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

## (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

2の(2)のア又はイのいずれかに該当する者は，入札参加資格審査を受けることができない。

## (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

## (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 4 入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 当該入札参加資格の認定がその効力を生ずる日から令和3年度に行う定期の資格審査による入札参加資格の認定がその効力を生ずる日の前日までとする。

(2) 有効期間の更新を希望する者は，令和3年8月に令和4年度の入札参加資格審査に係る公告を行う予定であるので，当該公告に従い申請書類を提出すること。

## 5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は，鹿児島県公報により公告する。